

第 1 7 回宇宙開発委員会（定例会議）

議 事 次 第

1. 日時 昭和 5 2 年 7 月 1 3 日（火） 午後 2 時～ 4 時
2. 場所 宇宙開発委員会会議室
3. 議題 宇宙関係条約について
4. 資料
委 1 7 - 1 第 1 6 回宇宙開発委員会（定例会議）議事要旨
委 1 7 - 2 宇宙関係条約について（附）

委17-1

第16回宇宙開発委員会（定例会議）

議事要旨

- 1 日時 昭和52年7月6日（水）午後2時～4時
- 2 場所 宇宙開発委員会会議室
- 3 議題 (1) 宇宙開発計画に関する要望事項について
(2) " の見直しに関する審議について
- 4 資料
委16-1 第15回宇宙開発委員会（定例会議）議事要旨
委16-2 宇宙開発計画に関する要望事項について（その2）
委16-3 " " （その3）
委16-4 " の見直しに関する審議について
- 5 出席者

宇宙開発委員会委員長代理

網 島 毅

" 委員

吉 誠 雅 夫

" "

八 藤 東 禮

" "

斎 藤 成 文

関係省庁職員等

科学技術庁研究調整局長

園 山 重 道

" 長官官房参事官

佐 伯 宗 治

文部省学術国際局審議官

沢 田 徹

（代理：大坂）

工業技術院総務部長

沢 井 新一郎

（" ：高橋）

運輸省大臣官房参事官

沼 越 達 也

（" ：上田）

気象庁総務部長

宇津木 巖

（" ：高谷）

海上保安庁総務部長

鈴 木 登

（" ：石井）

郵政省電波監理局審議官

門 田 博

（" ：石田）

" "

金 田 秀 夫

" "

堀 昭 男

" "

原 田 祐 治

事務局

科学技術庁研究調整局宇宙企画課長

伊 藤 栄 一

"

宇宙国際課長

三 浦 信

"

宇宙開発課長

雨 村 博 光 他

6 議事要旨

(1) 前回議事要旨について

第15回宇宙開発委員会（定例会議）議事要旨が確認された。

(2) 宇宙開発計画に関する要望事項について

事務局から資料委16-2及び3に基づいて説明が行われたのち、以下の質疑応答が行われた。

① 郵政省関係

吉識：電離層観測衛星と電波観測衛星では、観測項目に大きな違いがあるのか。

金田：観測項目はあまり大きくは変らない。電離層観測のミッションを電波観測衛星に取り込み、電波観測衛星に一本化する考えである。

網島：通信衛星及び放送衛星を実用に使うことについては、郵政省としての方針は固つたのか。

門田：通信衛星については、57年度実用衛星打上げの方（代理：石田）針がほぼ固つた。放送衛星については、WARC-BSの結果の検討等もあり、通信衛星より若干遅れる見込みである。

吉識：OSの実験をしないうちに方針を固めたのか。

門田：当然、実験の結果を踏まえなければ方針は明確にで（代理：石田）きないが、GMSの場合と同様にOSの実験がすべて順調にいった場合を前提にしている。

② 文部省関係

網島：Mロケットの幅広い活用とあるが、実用衛星の打上げまでも考えているのか。

沢田：特にそこまで考えていない。固体ロケット技術を幅（代理：大坂）広く活用してほしいということである。

③ 科学技術庁関係

吉識：海洋観測衛星の軌道については書いてないが、まだ決めてないのか。

事務局：極軌道を考えている。陸域観測衛星は極軌道のなかでも特別な軌道なので特に明記した。

吉識：波浪観測等相当高い分解能のセンサーを必要とするものもあるので、センサーの研究を積極的に進める必要がある。

八藤：地球観測衛星の要望は、将来利用することが考えられる省庁と十分につめたものか。

事務局：地球観測衛星の概念を固めるための委託調査において利用機関の要求も十分反映させるよう連絡をとりながらまとめている。

八藤：センサーや解析技術の開発ならともかく、具体的な海洋観測衛星という要望としては、将来責任をもつて運用するところをもつとつめる必要があるのではないか。

園山：複数省庁にまたがつて必要となる施設設備の設置運営は科学技術庁の任務のひとつとなっており、また、海洋科学技術センター等の関係機関もあるので、これらに実際の運用を委ねることも考えられるが、現在は開発の段階であり、今後どうするかは実際の運用に移行するまでに考えていきたい。

また、地球観測システムの設置運営に当たっては、利用機関の要求も十分反映できるように調整を図っていきたい。

八藤：単なる要望ではなく、委員会が計画として取りあげられるようもつとつめてもらいたい。

(3) 宇宙開発計画の見直しに関する審議について

事務局から資料委16-4に基づいて説明が行われたのち、原案どおり決定された。

宇宙関係条約について

昭和52年7月13日
宇宙開発委員会
決 定

宇宙開発委員会では、「宇宙物体により生ずる損害の国際的賠償責任に関する条約」（昭和47年発効）、「宇宙空間に発射された物体の登録に関する条約」（昭和51年発効）及び「宇宙飛行士の救助、宇宙飛行士の送還及び宇宙空間に発射された物体の返還に関する協定」（昭和43年発効）（以下、上記の2条約1協定を「宇宙関係条約」という。）の締結に関する諸問題について慎重審議を行ってきたところである。

宇宙関係条約は、既に昭和42年、我が国が批准した「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」において規定されている国家等の権利義務を具体化し、かつ、明確にする国際規則と手続きとを定めたものである。

当委員会は、我が国の宇宙開発の進展状況及び世界の宇宙活動の現状並びにこれらの将来の動向にかんがみ、我が国が宇宙関係条約を締結することは、宇宙開発に対する我が国の責任ある姿勢をより明確に内外に示すばかりではなく、今後いよいよ本格化する我が国の宇宙開発を円滑に推進していくため必要かつ有益であると考えらる。

よつて当委員会は、今後政府において、可能な限り速やかに本件宇宙関係条約の締結のための方途が講ぜられることを要望する。